

千葉市議会ホームページに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市議会広報基本方針に基づき、千葉市議会ホームページ（以下「ホームページ」という。）の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 ホームページのトップページは「<http://www.city.chiba.jp/shigikai/top.html>」に置く。

(管理)

第3条 ホームページは、議会事務局調査課長が管理及び運営する。

2 ホームページの内容に更新の必要が生じたときは、速やかに更新を行う。

3 前項に定める更新内容は、調査課長が決定する。ただし、重要な事項については、千葉市議会広報委員会（以下「広報委員会」という。）に諮るものとする。

(掲載事項)

第4条 ホームページに掲載する内容は次のとおりとする。

- (1) 議員に関する情報
- (2) 定例会及び臨時会に関する会議日程並びに会議結果などに関する情報
- (3) 市議会の仕組みに関する情報
- (4) 議会中継
- (5) ちば市議会だより
- (6) 市議会からのお知らせ
- (7) 請願及び陳情に関する情報
- (8) 会議録の閲覧及び検索に関する情報
- (9) その他広報委員会委員長が特に必要と認める情報及び事項

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、ホームページの管理及び運営に関し必要な事項は広報委員会において協議し、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年6月20日から施行する。